

2023年1月
事業承継支援コンサルティング研究会

事例問題

事例

A社（機械製造業、従業員数10人、売上高5億円、営業利益3千万円、当期純利益1千万円、純資産1億円、借入金5千万円）は、関東の地方都市にある創業50年の町工場であり、創業者である甲社長（代表取締役、75歳）が株式100%を所有しています。後継者がいないため、甲社長は第三者に事業承継することとしました。現在、事業承継支援の専門家であるあなたから指導を受けています。

（単位：百万円）

貸借対照表			
資産	180	負債	80
		資本金等	10
		利益積立金	90
（合計）	180	（合計）	180

あなたは、提携している金融機関とM&Aの可能性を協議したところ、買い手情報の提供を受けました。候補先として3社あります。これらを甲社長に紹介し、面談を行った結果、最も良い価格（2億円）を提示してくれたY社を最有力候補として、条件交渉を始めることとなりました。

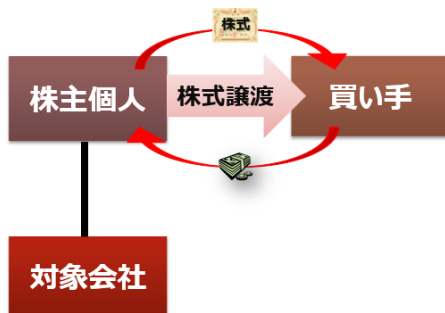
事業承継の専門家であるあなたとの会話は以下の通りです。

あなた：「取引条件として決めるべきことは、譲渡価額、譲渡スキーム、スケジュール、譲渡後の運営方針の4つです。今日は譲渡スキームを検討したいと思います。」

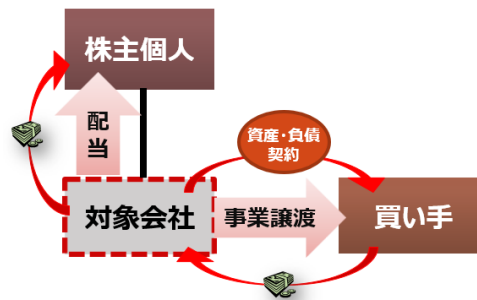
甲社長：「譲渡スキームですか？株を売って、現金をもらうだけでしょうか？」

あなた：「いえ、株式を譲渡する方法だけではなく、事業を譲渡する方法もあります。図に描きますと、このような感じです。」

株式譲渡



事業譲渡



【問1】 株式譲渡と事業譲渡の相違点を、税負担や手取額の観点から説明してください。

あなた：「ところで社長、M&A が成功すれば、多額のお金を受け取ることになりますが、そのお金はどのように使いたいですか？」

甲社長：「私は、老後に贅沢な生活をするには考えていません。お金はできるだけ多く子供に遺して、孫の教育資金にでも使ってほしいですね。」

あなた：「売却代金の現金を相続したいのであれば、個人で現金を持たないほうがいいですね。」

甲社長：「それはどういうことですか？株を売ったら、私の手元にお金が入るでしょう？」

あなた：「おっしゃる通りで、株式譲渡では、売却代金は社長個人の手元に入ってきます。しかし、個人財産を増やしてしまうと相続税負担が重くなるため、それは得策ではありません。」

甲社長：「それでは、どうすればいいのですか？」

あなた：「はい、甲社長の場合、事業譲渡を行うべきでしょう。」

【問2】 相続税対策を考える甲社長が、株式譲渡ではなく**事業譲渡**を行うべき理由は何でしょうか？相続税負担の観点から説明してください。

甲社長：「実は当社はコンプラ上の問題がいろいろあって粉飾決算していたのですが、大丈夫でしょうか？」

あなた：「それは困りましたね。粉飾決算を行っていたのであれば、Y社に開示した決算書が適正な財政状態及び経営成績を表していないことになります。これは事前にY社に伝えておいたほうがいいですね。」

甲社長：「そんなことを言えば、買収に乗り気になったY社が買収を断念すると言い出さないでしょうか？」

あなた：「確かに、問題のある会社を丸ごと買収する話になれば、買い手は躊躇するでしょう。しかし、事業譲渡であれば、買い手側に生じる問題が解消され、買収しやすくなるはずです。」

【問3】 買い手の立場から、M&Aにおいて**事業譲渡**が選好されやすいことを、財務デュー・ディリジェンスの観点、譲渡契約書における補償の観点から説明してください。